

平成30年度

事業概要

名古屋市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所 基本理念

- 1 厳正なと畜検査を実施し、家畜特有の疾病や人獣共通感染症の排除に努めます。
- 2 食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場における食肉の衛生確保に努めます。
- 3 「食肉の安全・安心」をめざして、消費者の信頼が得られると畜検査の実施に努めます。
- 4 検査技術、検査精度の向上を図り、科学的な検査データに基づいたと畜検査の実施に努めます。

目 次

基本理念

第1章 食肉衛生検査所の概要	1
1 沿革	2
2 組織・機構	4
3 検査所職員配置	4
4 食肉衛生検査所長委任規則	5
5 名古屋市食肉衛生検査所処務規程	7
6 公所長以下代決規程	8
7 職員の勤務時間の特例等に関する規程(抜すい)	8
8 特殊勤務手当規則(抜すい)	9
9 と畜検査手数料等	9
10 食肉衛生検査所(建物)平面図	10
11 検査関係主要備品	11
12 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備)	12
13 食肉衛生検査所への交通案内図	13
14 南部市場全図	14

第2章 と畜検査

1 と畜検査の概要	
(1) と畜検査頭数	17
(2) と畜検査の結果に基づく措置について	17
(3) 精密検査	17
(4) 動物用医薬品検査	17
(5) その他	17
2 と畜検査頭数	
(1) 月別と畜検査頭数	18
(2) と畜検査頭数の推移(平成26年度～平成30年度)	18
(3) 産地別と畜検査頭数	19
3 と畜検査結果に基づく措置	
(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数(原因別)	20
(2) 全部廃棄	21
(3) 一部廃棄	22
(4) 事故畜と室におけると畜検査(再掲)	25

4	精密検査件数	
(1)	総計	26
(2)	牛	27
(3)	こ牛	28
(4)	豚	29
5	食肉中の残留動物用医薬品検査結果	
(1)	検査頭数及び検査項目数	30
(2)	行政処分	30
第3章	衛生監視指導	31
1	中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導	
(1)	衛生監視指導	32
(2)	微生物等汚染検査	32
(3)	と畜場における HACCP 導入に伴う衛生監視指導	33
2	市内食鳥処理施設における衛生指導等	
(1)	食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別	35
(2)	食鳥処理施設の監視指導件数、区別	36
(3)	認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別	37
(4)	検査件数	38
第4章	講習会・研修・見学等	39
1	講習会、見学等実施回数および参加者	40
2	研修	41
3	講習会の実施	
(1)	作業衛生責任者講習会の実施	43
(2)	業界団体に対する講習会の実施	43
4	食肉・花き市場まつり 2018 への協力	43
第5章	調査研究	44
1	研究発表抄録	
(1)	食品中の異物への病理組織学的検査の活用	45
(2)	所管すると畜場における牛白血病の病理学的及び疫学的調査からみた 一考察	47
(3)	豚の眼の腫瘍	50
(4)	5 S 活動を活用したと畜検査の衛生管理向上について	51

(5)	と畜検査における衛生標準作業手順（S S O P）の導入について	55
2	研究・発表一覧（平成 19 年度～平成 30 年度）	57

第 1 章 食肉衛生検査所の概要

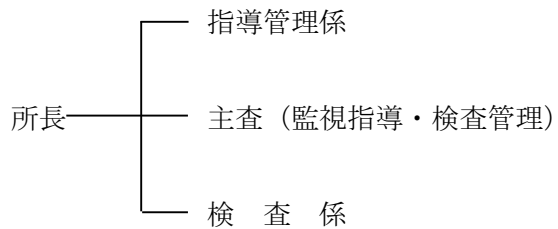
1 沿革

昭和 6 年 9 月	中川区高畑町東大門 14 に名古屋市立屠場開場	
昭和 25 年 5 月	屠場法改正により屠場検査事務が政令市に委譲され、名古屋市保健福祉局の所管となる。	と畜検査員 3 名
昭和 28 年 7 月	組織変更により保健福祉局を衛生局、民生部（その後民生局）に再編、衛生局の所管となる。	
昭和 28 年 8 月	屠場法が廃止となり、と畜場法が制定される。	
昭和 30 年 10 月	愛知県西春日井郡山田村の名古屋市への合併により、私営小田井と畜場の検査を衛生局が担当する。	
	名古屋市と畜場 3 名 小田井と畜場 2 名	計 5 名
昭和 37 年 4 月	公衆衛生課検査第一係、検査第二係となり、検査第一係は名古屋市と畜場、検査第二係は小田井と畜場の検査を担当する。	
	検査第一係 4 名 検査第二係 4 名	計 8 名
昭和 40 年 3 月	小田井と畜場改築	
昭和 40 年 6 月	食肉衛生検査所(課長公所)を設立し、管理・検査・小田井検査の 3 係をおく。	
	所長(課長)1 名 管理係 2 名 検査係 6 名 小田井検査係 5 名	計 14 名
昭和 41 年 3 月	食肉衛生検査所建物完成	
昭和 45 年 3 月	増設工事完成(微生物室、その他)	
昭和 45 年 4 月	管理係、検査第一係、検査第二係、検査第三係に機構を改革し 4 係となる。	
	所長(課長)1 名 管理係 4 名 検査第一係 3 名 検査第二係 9 名	
	検査第三係(小田井と畜場) 5 名	計 22 名
昭和 46 年 4 月	検査第一係 4 名となる。	計 23 名
昭和 48 年 4 月	検査第三係 7 名となる。	計 25 名
昭和 48 年 6 月	小田井と畜場検査室改築完成	
昭和 49 年 4 月	検査第二係 10 名となる。	計 26 名
昭和 59 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 27 名
昭和 63 年 1 月	増設工事完成(所長室、会議室、更衣室、その他)	
平成 元年 12 月	庁舎改修工事完成	
平成 3 年 3 月	庁舎改修(倉庫、車庫)	
平成 3 年 4 月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴う検査業務の開始。	
平成 5 年 11 月	庁舎改修工事完成(微生物室拡張、理化学室排気設備増設)	
平成 6 年 4 月	主幹(小田井と畜場の衛生検査事務・検査第三係長兼務) 1 名	
平成 6 年 6 月	小田井と畜場休場(平成 8 年 3 月廃止)	
平成 7 年 4 月	検査第三係(小田井と畜場担当)がなくなり 3 係となる。	
	所長(課長)1 名 主幹 1 名 管理係 4 名 検査第一係 5 名	
	検査第二係 13 名	計 24 名
平成 8 年 11 月	庁舎改修工事完成(女性用施設充実、理化学・病理検査室の分離・拡張等)	
平成 8 年 12 月	と畜場法省令一部改正(HACCP の概念の導入)	

平成 10 年 4 月	衛生検査担当の主幹 1 名減員	計 23 名
平成 12 年 4 月	組織変更に伴い健康福祉局と名称変更	
平成 13 年 10 月	BSE 全頭検査始まる。	
平成 14 年 4 月	検査第一係 7 名となる。	計 25 名
平成 15 年 4 月	検査第二係 14 名となる。	計 26 名
平成 16 年 4 月	管理係 5 名 検査第二係 14 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 27 名
平成 17 年 4 月	検査第二係 15 名となる。	計 28 名
平成 18 年 4 月	検査第一係 8 名、検査第二係 16 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 30 名
平成 19 年 2 月	中央卸売市場南部市場の開場に伴い、食肉衛生検査所を移転。名古屋 市南部と畜場でと畜検査を開始。	
平成 25 年 4 月	検査第二係 16 名(うち嘱託 3 名)となる。	計 30 名
平成 25 年 7 月	BSE 検査対象が 48 ヶ月齢超等になる。	
平成 26 年 4 月	管理係 6 名(うち嘱託 1 名)、 検査第一係 6 名となる。	計 29 名
平成 27 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 28 名
平成 29 年 4 月	組織改編により、2 係(指導管理係 6 名・検査係 18 名 (うち嘱託 2 名)) 1 主査(監視指導・検査管理)となる。 健康牛の BSE 検査を廃止。	
平成 30 年 6 月	市内全域の食鳥処理施設の監視指導業務を当所に集約する。 と畜場における HACCP に基づく衛生管理の制度化 (と畜場法改正)	計 26 名

2 組織・機構

市長—副市長—健康福祉局長—健康部長—食肉衛生検査所長



3 検査所職員配置

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分		事務職員	と畜検査員	と畜検査補助員	計
所 長			1		1
指導管理係	係 長	1			6
	主 事	1			
	獣医師		4		
主査（監視指導・検査管理）	主査		1		1
検査係	係 長		1		18
	獣医師		15		
	嘱 託			2	
計		2	22	2	26

4 食肉衛生検査所長委任規則

昭和 45 年 4 月 1 日

規則第 39 号

最終改正平成 29 年規則第 45 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定により、次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 28 条による報告の請求及び臨検検査又は収去に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (2) 食品衛生法第 30 条第 2 項による監視又は指導に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3) 食品衛生法第 54 条による行政処分に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3)の 2 食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)第 6 条第 1 項による指示並びに同条第 5 項及び第 8 項による命令に関すること(食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令(平成 27 年政令第 68 号。以下「食品表示委任政令」という。))第 7 条第 1 項の規定により市長の権限とされたもの(同項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに関するものを除く。以下同じ。))に限る。)(名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3)の 3 食品表示法第 8 条第 1 項による報告の請求、物件の提出、立入検査、質問又は収去に関すること(食品表示委任政令第 7 条第 1 項の規定により市長の権限とされたものに限る。)(名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3)の 4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)第 3 条による許可及び第 6 条第 1 項による変更の許可に関すること。
- (3)の 5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 6 条第 3 項、第 7 条第 2 項、第 12 条第 6 項、第 14 条及び第 17 条第 1 項第 4 号による届出の受理に関すること。
- (3)の 6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条第 1 項から第 3 項までによる食鳥検査に関すること。
- (3)の 7 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 1 項による確認規程の認定及び同条第 2 項による確認規程の変更の認定に関すること。
- (3)の 8 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 7 項による報告の受理に関すること。
- (3)の 9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 8 項による届出の受理及び確認規程の廃止期日の決定に関すること。
- (3)の 10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 9 項による指導及び助言に関すること。

- (3)の11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条による措置に関すること。
- (3)の12 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第1項による報告の請求並びに第38条第1項による立入り、検査、質問及び収去に関すること。
- (3)の13 と畜場法(昭和28年法律第114号)第7条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)による届出の受理に関すること。
- (4) と畜場法第13条による届出の受理及び指示に関すること。
- (5) と畜場法第14条による検査及びと畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第5条による許可に関すること。
- (6) と畜場法第16条による措置に関すること。
- (7) と畜場法第17条による報告の徴収又は立入検査に関すること。
- (8) と畜場法第18条による施設の使用制限又は停止命令に関すること。
- (9) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第2項による牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の部位を学術研究の用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。
- 用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。

附 則(平成29年規則第45号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

5 名古屋市食肉衛生検査所処務規程

昭和 40 年 6 月 16 日

達第 23 号

最終改正 平成 29 年達第 9 号

第 1 条 名古屋市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)は、健康福祉局健康部に属し、所長
その他必要な職員を置く。

第 2 条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた職員がその職務を代理する。

第 3 条 検査所に次の組織を置く。

指導管理係

主査(1)

検査係

2 係の分掌事務は、次のとおりとする。

指導管理係

(1) 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。

(2) 人事及び予算経理に関すること。

(3) 検査手数料手数料の徴収に関すること。

(4) と畜場及びその使用者の衛生保持の監視及び指導に関すること。

(5) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生に関すること。

(6) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に関すること。

(7) 食鳥肉等の衛生に関すること。

(8) 他係の主管に属しないこと。

主査(監視指導・検査管理)

(1) と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に係る企画及び調整
に関すること。

(2) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生の監視及び指導に係る企画及び調整
に関すること。

(3) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に係る相談に関すること。

(4) 肉、内臓等の精密検査の管理に関すること。

検査係

(1) と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関すること。

(2) と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関する
こと。

(3) 病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関すること。

(4) 肉、内臓等の精密検査に関すること。

(5) 中央卸売市場南部市場における移入肉等の検査に関すること。

(6) 人獣共通感染症の調査に関すること。

3 係に係長を置く。

4 係長は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

6 所長は、特別の必要があると認めるときは、第 2 項の規定にかかわらず、事務を処理させるこ
とができる。

第 4 条 所長は、毎月 10 日及び毎年 1 月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績
を健康部長に報告しなければならない。

附 則(平成 29 年達第 9 号)

この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

6 公所長以下代決規程

昭和 40 年 3 月 27 日達第 2 号
最終改正 平成 30 年達第 38 号

別表第 2 健康福祉局の項中
食肉衛生検査所長

- 1 と畜場法第 5 条第 2 項による処理する獣畜の種類及び 1 日当たりの頭数の制限に関すること。
- 2 と畜場法第 8 条（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）による解任命令に関すること。

附 則

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

7 職員の勤務時間の特例等に関する規程（抜すい）

昭和 49 年 4 月 1 日達第 8 号
最終改正 平成 30 年達第 39 号

食肉衛生検査所分

局	課又は 公所等	職員 の範囲	勤 務 時 間 等			
			勤務 区分	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
健康福祉局	食肉衛生 検 査 所	全職員	A	午前 7 時 45 分から 午後 4 時 15 分まで	45 分	日曜日及び 土曜日
			B	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	45 分	
			C	午前 7 時 45 分から 午後 4 時 30 分まで	60 分	
			D	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	60 分	

8 特殊勤務手当規則（抜すい）

平成 15 年 3 月 31 日規則第 67 号

最終改正 平成 23 年規則第 41 号

食肉衛生検査所関係分

勤 務 内 容	勤務内容の細分	手 当	
		金 額	備 考
と畜場又は中央卸売市場南部市場における作業	と 畜 検 査 員 の 業 務	日額 1,000 円	1 日につき 3 時間 50 分以上勤務の職員。3 時間 50 分未満勤務の職員は半額
	と畜検査員の補助業務	日額 850 円	

9 と畜検査手数料等

（１）と畜検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

牛・馬	子牛・子馬・豚・山羊・めん羊
700 円／頭	300 円／頭

（２）と畜検査等証明手数料（名古屋市手数料条例）

1 件当たり 300 円

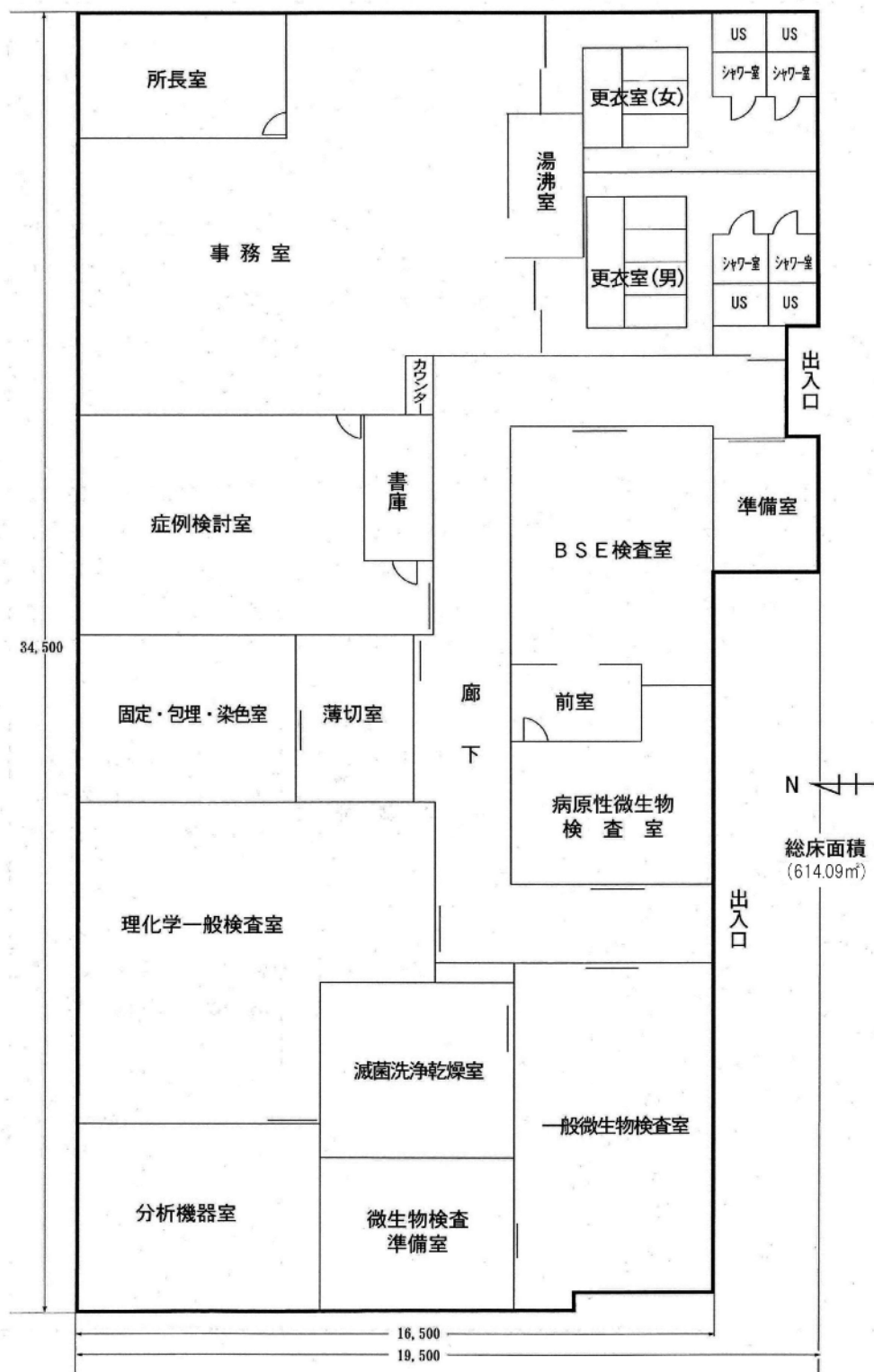
（３）と畜場使用料（名古屋市南部と畜場条例）

区 分	牛	こ牛・豚	豚（大貫）
と畜場使用料（外税）	2,200 円／頭	720 円／頭	720 円／頭

（４）とさつ解体料

区 分	牛	牛（経産牛）	こ牛・豚	豚（大貫）
とさつ解体料（外税）	4,500 円／頭	5,500 円／頭	1,000 円／頭	2,200 円／頭

10 食 肉 衛 生 検 査 所 （ 建 物 ） 平 面 図



11 検査関係主要備品

微生物関係		病理関係		理化学関係	
電子てんびん	2	電子てんびん	1	セミミクロてんびん	1
冷蔵・冷凍庫	1	冷蔵・冷凍庫	1	冷蔵・冷凍庫	1
メディカルフリーザー	1	カメラ	2	電子てんびん	3
煮沸消毒器	1	恒温槽	1	直示てんびん	1
オートクレーブ	3	自動固定包埋装置	1	薬品用冷蔵庫	2
乾熱滅菌器	1	ミクロトーム	1	自動血球計数装置	2
ろ過装置	1	凍結切片作製装置	1	血清分析システム	1
ミキサー(かくはん器)	1	パラフィン伸展器	1	ポケット線量計	1
マイクロチューブミキサー	1	パラフィン溶融器	1	pHメーター	2
ストマッカー	1	スライドケース	2	遠心機	2
クリーンベンチ	2	スライド映写装置	1	振とう機	3
コロニーカウンター	2	光学顕微鏡	1	純水製造装置	1
実体顕微鏡	1	顕微鏡写真撮影装置	1	超音波洗浄器	6
光学顕微鏡	2	顕微鏡ティーチング装置	1	ユニスタンド	2
蛍光顕微鏡	1	デジタル画像処理機能付顕微鏡	1	ホモジナイザー	2
ウォーターバス	2	薬品用冷蔵庫	1	分注器	4
ふらん器	4	ドラフトチャンバー	1	ドラフトチャンバー	3
ガスパック嫌気ジャー	6	顕微鏡装置	1	ユニポンプ	2
低温恒温槽	6			高速液体クロマトグラフ	2
PCR法機器一式	2			(紫外・可視検出器	
ビーズ用マグネット	2			蛍光検出器	
中心温度計	3			多波長検出器)	
最高最低温度計	1			恒温器	1
アルミブロック	3			溶媒回収装置	3
細胞破碎機	2			かくはん機	4
マイクロプレートウォッシャー	1			線量計	1
安全キャビネット	3			濃縮装置	3
遠心機	3			ドライアスピレーター	1
プレートリーダー	2				
乾燥器	1				
製氷機	1				
恒温槽	3				

12 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模（主な設備）

施 設 概 要			
敷 地 面 積	60, 721 m ²		
延 床 面 積	27, 059 m ²		
本 館 棟	22, 830 m ²		
処 理 棟	4, 229 m ²		
	牛	豚	
係 留 所	係留能力	100 頭	840 頭（＋大貫 30 頭）
と 畜 解 体	最大処理数	100 頭／日	1, 000 頭／日
冷 蔵 庫	枝肉冷却室収容頭数	200 頭	1, 000 頭
せ り 室		90 席	36 席
部分肉加工施設	処理能力	150 頭／日	400 頭／日
	設置室数	7 室	1 室
排 水 処 理	と畜解体の排水処理	1, 680 m ³ ／日、3 次方式	
焼 却 処 理	[焼却炉（200kg／時）＋排ガス処理]×2 系列		
脱 臭 設 備	本館棟	：（薬液洗浄＋活性炭）方式	処理風量 800 m ³ ／分
	処理棟	：（薬液洗浄＋活性炭）方式	処理風量 185 m ³ ／分
	活性炭方式		処理風量 600 m ³ ／分
洗 車 場	4 台分（10t 車×2 4t 車×2）		
車両消毒設備	2 ヶ所（生体搬入車両・一般用）		

13 食肉衛生検査所への交通案内図



交通のご案内

●自動車

- ・名古屋高速4号東海線 (名古屋方面から) 船見IC出口降りてすぐ
- ・伊勢湾岸自動車道路 名港潮見ICから約10分
- ・名四国道 竜宮ICから約7分
- ・中部国際空港から 車で約40分 (セントレアライン・知多半島道路経由)

●電車

- ・名古屋鉄道常滑線 大同町駅・柴田駅より徒歩25分

●市バス

- ・船見町バス停より徒歩10分

名古屋市食肉衛生検査所 (名古屋市中心卸売市場南部市場内)

名古屋市港区船見町1番地の39 (〒455-0027)

電話 052-611-4929

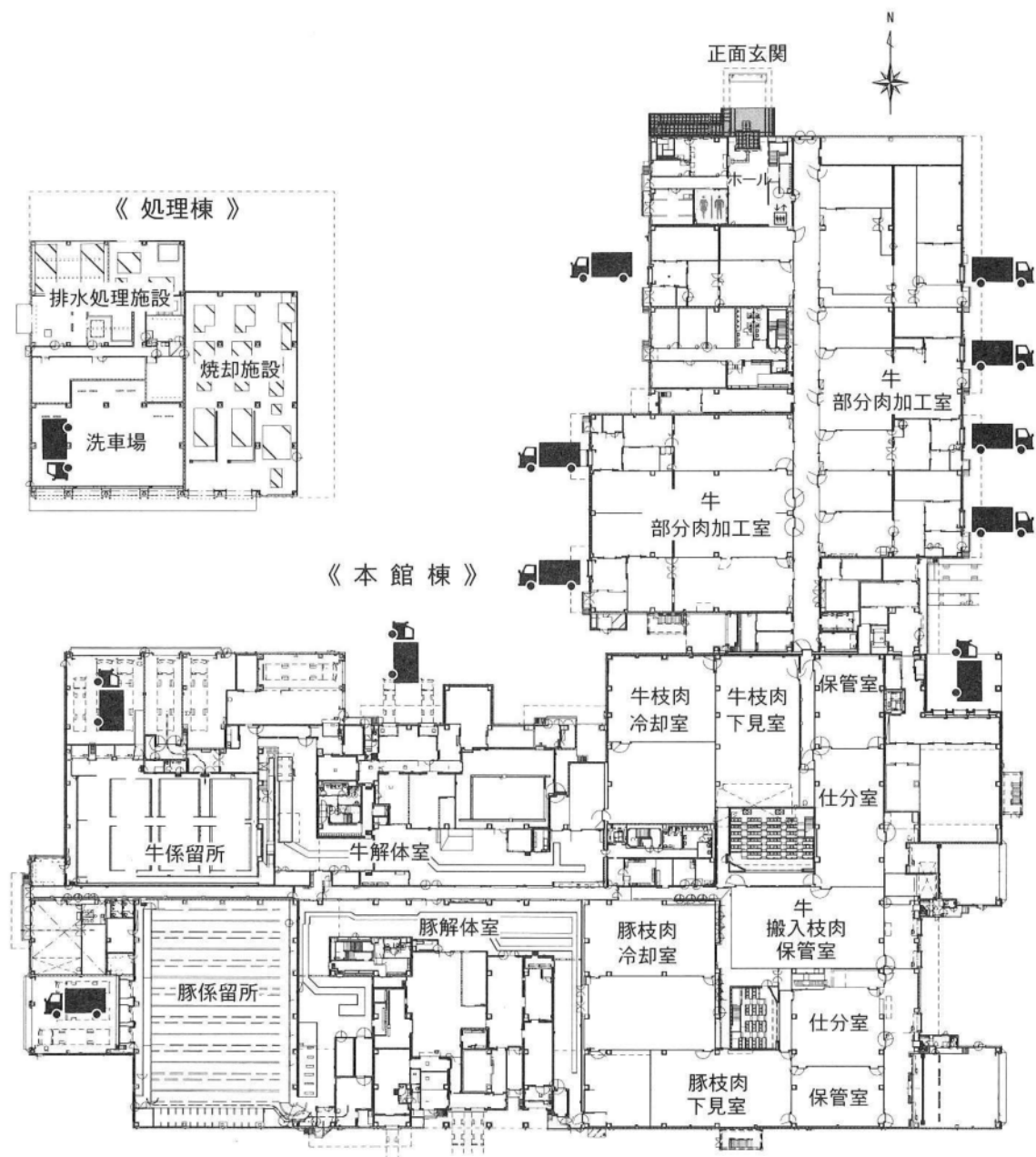
FAX 052-611-7566

E-Mail a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

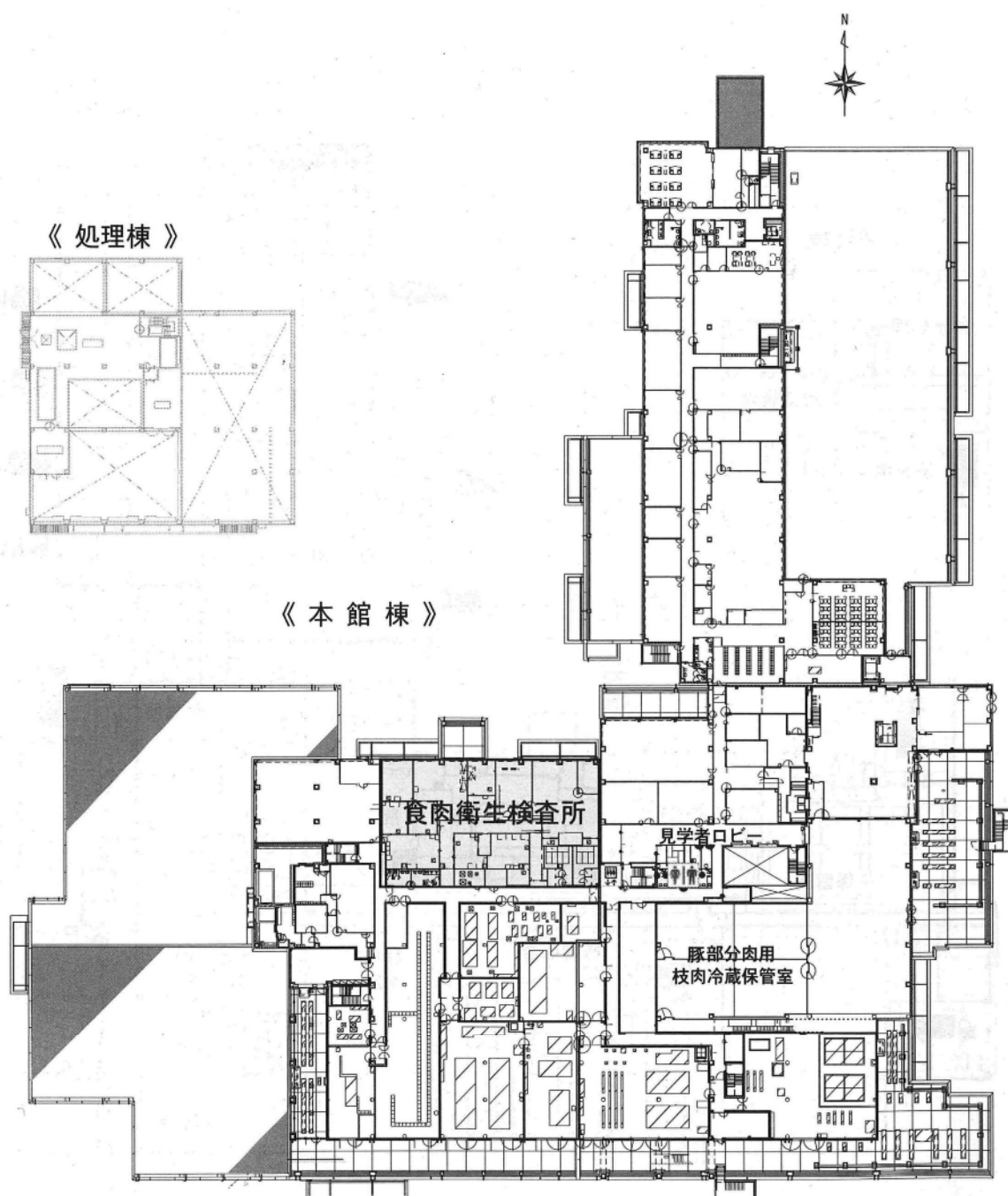
ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

14 南部市場全図（名古屋市南部と畜場） 1 階



南部市場全図（名古屋市南部と畜場）2階



第2章 と 畜 検 査

1 と畜検査の概要

(1) と畜検査頭数

総と畜検査頭数は、225,898 頭で、前年度に比較して 5,833 頭の増であった。

畜種別内訳は、牛 8,400 頭（前年度より 198 頭の増）、豚 217,491 頭（前年度より 5,634 頭の増）、こ牛は 7 頭（前年度より 1 頭の増）であった。

(2) と畜検査の結果に基づく措置について

と畜検査の結果、廃棄等の措置を講じたものの内訳は次のとおりであった。

ア 解体禁止・・・・・・0 頭

イ 全部廃棄・・・・・・197 頭

（全部廃棄の内訳）

牛（15 頭）・・・・水腫 8 頭、尿毒症 2 頭、牛白血病 3 頭、膿毒症 1 頭

黄疸 1 頭

豚（182 頭）・・・・敗血症 90 頭、膿毒症 76 頭、水腫 2 頭、豚丹毒 7 頭、他 7 頭

ウ 一部廃棄・・・・・・90,478 頭

総頭数に占める一部廃棄頭数の割合は 40.1%にあたり、「炎症または炎症産物による汚染」の廃棄数が一部廃棄総数の 84.6%を占めている。

(3) 精密検査

精密検査延頭数は、244 頭（牛 87 頭、こ牛 6 頭、豚 151 頭）であった。

検査項目別延件数は、7,051 件であり、そのうち敗血症のための検査が、4,656 件で 66%を占めた。病理検査は主に腫瘍を中心とした肉眼的には不明な病気の解明に、理化学検査は、尿毒症・水腫等を中心に実施した。

(4) 動物用医薬品検査

残留動物用医薬品検査延頭数は、1,737 頭（牛 82 頭、豚 1,655 頭）、検体数は 5,186 件（牛 248 件、豚 4,938 件）であった。検査項目数は 7,137 件であり、項目内訳は抗生物質（ディスク法）検査が 5,185 件、ホルモン剤、合成抗菌剤等の検査は 1,952 件であった。

(5) その他

ア 調査・研究

と畜検査業務は、常に学術・検査技術の研鑽が求められているため、当所においても業務研修・調査・研究を行い、検査技術資質の向上に努めている。

また、これにより得られた知見を学会、研修等で発表した。

イ 教育・研究機関に対する協力

各種機関からの研修の受け入れを行った。

ウ 消費者等に対する広報教育活動

食肉衛生知識の向上をはかるため、と畜場見学者に対し衛生講習会を実施するほか、食肉・食品関連のイベントにおいて、リーフレットの配布等を行った。

エ と畜検査証明等

関係業者からの申請に基づき、と畜検査証明書を交付した（牛 2 件、豚足 9 件、牛原皮 1 件、豚原皮 2 件）。また、対タイ輸出食肉衛生証明書（130 件）及び対ベトナム輸出食肉衛生証明書（1 件）を交付した。

2 と畜検査頭数

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：頭)

月	検査 日数	計	牛			こ牛	豚
			肉用種	乳用種	牛計		
計	247	225,898	7,602	798	8,400	7	217,491
4	21	19,034	634	71	705	—	18,329
5	21	19,029	620	73	693	—	18,336
6	20	17,588	596	70	666	—	16,922
7	20	17,457	713	75	788	1	16,668
8	20	18,057	609	67	676	1	17,380
9	18	17,429	544	75	619	1	16,809
10	22	21,176	530	82	612	—	20,564
11	22	22,097	935	71	1,006	2	21,089
12	22	20,250	785	50	835	1	19,414
1	22	20,161	532	60	592	—	19,569
2	18	15,521	499	59	558	—	14,963
3	21	18,099	605	45	650	1	17,448

(2) と畜検査頭数の推移（平成 26 年度～30 年度）

(単位：頭)

年 度	26	27	28	29	30
牛	7,716	7,037	7,356	8,202	8,400
こ 牛	15	1	7	6	7
豚	200,763	205,965	207,182	211,857	217,491

(3) 産地別と畜検査頭数

(単位：頭)

出荷地	29 年度	30 年度	牛	こ牛	豚
総 計	220, 065	225, 898	8, 400	7	217, 491
北海道	119	1	1	－	－
青森	282	170	170	－	－
岩手	240	88	88	－	－
宮城	127	39	39	－	－
秋田	－	133	133	－	－
茨城	252	504	504	－	－
栃木	25	－	－	－	－
富山	76	80	80	－	－
福井	192	72	－	－	72
長野	596	486	270	－	216
岐阜	49, 028	48, 279	189	－	48, 090
静岡	2, 761	3, 707	813	－	2, 894
愛知	147, 727	153, 764	5, 066	7	148, 691
三重	15, 772	14, 687	8	－	14, 679
滋賀	1, 855	2, 104	－	－	2, 104
愛媛	－	745	－	－	745
福岡	13	－	－	－	－
長崎	1	－	－	－	－
宮崎	390	378	378	－	－
鹿児島	609	661	661	－	－

3 と畜検査結果に基づく措置

(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数（原因別）

畜種処分 疾病		29年度			30年度			牛			こうし			豚		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
廃 棄 実 頭 数		-	152	98,548	-	197	90,483	-	15	5,152	-	-	5	-	182	85,326
計		-	152	106,346	-	197	98,320	-	15	6,458	-	-	9	-	182	91,853
細菌病	炭 疽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豚 丹 毒	-	4	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-
	サ ル モ ネ ラ 症	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
	結 核 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ブ ル セ ラ 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	破 傷 風	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放 線 菌 病	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ イ ル ス ・ リ ケ ッ チ ア 病	豚 コ レ ラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	4	-	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
原虫病	トキソプラズマ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄生虫病	の う 虫 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジ ス ト マ 病	-	-	7	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病	膿 毒 症	-	48	-	-	77	-	-	1	-	-	-	-	-	76	-
	敗 血 症	-	70	-	-	90	-	-	-	-	-	-	-	-	90	-
	尿 毒 症	-	4	-	-	4	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-
	黄 疸	-	-	-	-	2	1	-	1	1	-	-	-	-	1	-
	水 腫	-	17	659	-	10	680	-	8	226	-	-	-	-	2	454
	腫 瘍	-	3	9	-	2	5	-	-	1	-	-	-	-	2	4
	中 毒 諸 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	炎症又は炎症産物 による汚染	-	1	87,183	-	-	76,511	-	-	3,671	-	-	5	-	-	72,835
	変性又は萎縮	-	-	4,223	-	-	7,831	-	-	990	-	-	1	-	-	6,840
	伝達性海綿状脳症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	14,263	-	-	13,288	-	-	1,565	-	-	3	-	-	11,720

(2) 全部廃棄：全身性の疾病・異常がある場合、獣畜の肉・内臓・皮等、1頭全てを廃棄する措置
ア 全部廃棄理由

(単位：頭)

区 分	牛	こ牛	豚
敗 血 症	—	—	90
膿 毒 症	1	—	76
水 腫	8	—	2
腫 瘍	—	—	2
尿 毒 症	2	—	2
牛 白 血 病	3	—	—
豚 丹 毒	—	—	7
サ ル モ ネ ラ 症	—	—	2
変 性 又 は 萎 縮	—	—	—
炎症又は炎症産物による汚染	—	—	—
黄 疸	1	—	1
計	15	—	182

(3) 一部廃棄

ア 一部廃棄件数

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
1	肝包膜炎	14	1	4,509	4,524
2	肝炎	2,481	4	12,449	14,934
3	胆管炎	302	0	0	302
4	肝小葉壊死	137	0	0	137
5	肝蛭症	2	0	0	2
6	脂肪肝	80	0	1,476	1,556
7	肝富脈斑	3	0	0	3
8	好酸球性小葉間静脈炎	63	0	0	63
9	肝膿瘍	230	0	48	278
10	肝硬変	3	0	2	5
11	うっ血肝	6	0	59	65
12	肝その他	2	0	1	3
13	褪色肝	53	0	4,203	4,256
14	肝出血	0	0	7	7
15	鋸屑肝	272	0	0	272
16	胆管結石	6	0	0	6
17	肝メラニン沈着	1	0	0	1
18	寄生虫性肝炎	0	0	4,508	4,508
19	肝混濁	0	0	106	106
20	巨大肝脾症	0	0	1	1
21	心外膜炎	40	1	7,786	7,827
22	心筋変性	4	0	43	47
23	心筋出血	31	0	85	116
24	心肥大	0	0	150	150
25	心筋炎	0	0	1	1
26	心内膜炎	0	0	1	1
27	心筋膿瘍	0	0	5	5
28	心メラニン沈着	1	0	1	2
29	肺炎	252	3	35	290
30	胸膜炎	426	0	7,926	8,352

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
31	異物吸入肺	47	0	0	47
32	血液吸入肺	272	0	2, 415	2, 687
33	肺その他	2	0	6	8
34	肺膿瘍	16	0	2, 102	2, 118
35	肺気腫	157	0	142	299
36	豚流行性肺炎（MPS）	0	0	21, 082	21, 082
37	胸膜肺炎（ヘモ、APP）	0	0	3, 946	3, 946
38	化膿性肺炎	40	0	333	373
39	胃炎	1	0	0	1
40	小腸炎	101	0	0	101
41	腸炎	11	0	10, 347	10, 358
42	大腸炎	31	0	0	31
43	胃腸炎	44	4	0	48
44	直腸周囲脂肪壊死	147	0	0	147
45	腸間膜脂肪壊死	129	0	0	129
46	腸間膜リンパ節乾酪壊死	0	0	153	153
47	腸気泡症	0	0	45	45
48	ヘルニア	0	0	1, 436	1, 436
49	増殖性腸炎	0	0	440	440
50	横隔膜膿瘍[サガリ]	7	0	0	7
51	横隔膜変性[サガリ]	29	0	0	29
52	横隔膜炎[サガリ]	128	1	0	129
53	横隔膜膿瘍	57	0	451	508
54	横隔膜変性	2	0	0	2
55	横隔膜炎	44	1	2, 554	2, 599
56	腎炎	65	4	543	612
57	腎周囲脂肪壊死	175	0	0	175
58	腎膿瘍	11	0	36	47
59	腎変性	3	0	38	41
60	腎結石	17	0	0	17

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
61	腎点状出血	0	0	34	34
62	腎梗塞	0	0	5	5
63	のう胞腎	2	0	1,857	1,859
64	萎縮腎	2	0	118	120
65	腹膜炎	1	0	7,141	7,142
66	頭部膿瘍	1	0	8	9
67	頭部放線菌症	2	0	0	2
68	膀胱炎	1	0	0	1
69	膀胱結石	1	0	0	1
70	子宮内膜炎	1	0	8	9
71	脾腫	0	0	9	9
72	脾炎	3	0	79	82
73	捻転脾	0	0	8	8
74	筋肉膿瘍	41	0	6,725	6,766
75	筋肉出血	1,103	3	5,646	6,752
76	筋肉変性	112	1	892	1,005
77	筋肉水腫	226	0	454	680
78	関節炎	1	0	733	734
79	骨折	8	0	216	224
80	異所骨形成	0	0	25	25
81	奇形	0	0	1	1
82	黒色腫(メラノーマ)	1	0	4	5
83	筋炎	4	0	9	13
84	脱臼	0	0	8	8
85	脊椎膿瘍	0	0	250	250
86	尾咬症	0	0	55	55
87	鼻炎	0	0	3	3
88	尾炎	1	0	0	1

(4) 事故畜と室におけると畜検査（再掲）

生体検査で疾病・異常が疑われた獣畜等（病畜）は一般のと室ではなく、専用の事故畜と室でと畜解体及びと畜検査を実施した。

ア 月別検査頭数

(単位：頭)

区 分	牛	こ牛	豚	計
4 月	4	－	197	201
5 月	4	－	187	191
6 月	5	－	178	183
7 月	5	1	132	138
8 月	6	－	160	166
9 月	3	1	184	188
10 月	5	－	177	182
11 月	2	－	189	191
12 月	6	1	152	159
1 月	8	－	132	140
2 月	14	－	76	90
3 月	7	1	111	119
計	69 (0.82%)	4 (57.1%)	1,875 (0.86%)	1,948 (0.86%)

注：(％) は、各畜種ごとの全検査頭数に占める割合を示す。

イ 検査結果

(単位：頭)

区 分		牛	こ牛	豚	計
病 畜 検 査		69	4	1,875	1,948
と さ つ ・ 解 体 禁 止		—	—	—	—
全 部 廃 棄	と 畜 場 法 に よ る	9	—	70	79
	食 品 衛 生 法 に よ る	—	—	—	—
一 部 廃 棄		54	4	1,418	1,476

4 精密検査件数

(1) 総計

検査項目 病名		延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
					直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数		244	118	1,751	312	3,015	1,922	88	4	11	274	96	637	600	21			71	7,051
病畜の一般検査		76		76	152			76					532	485					1,245
敗 血 症		128	90	1,407	131	2,784	1,699				28	14							4,656
膿 毒 症		2	2	12	3	22	60	1					7	8					101
豚丹毒	(敗血症型)	2	2	22	2	46	15											2	65
	(皮膚型)	5	4	24		48	84											22	154
	(関節炎型)	6	1	47		39	28											7	74
トキソプラズマ病																			
腫 瘍		2	1	26						2	78	26							106
牛 白 血 病		3	3	47	2			1	3	8	132	44	21	25				14	250
白 血 病		1	1	13					1	1	36	12							50
黄 疸		4	2	11	4			2					14	14	5			3	42
尿 毒 症		5	4	17	6			3					21	23	15			15	83
水 腫		6	6	11	12			5					42	45	1			4	109
炎 症																			
変 性																			
伝達性海綿状脳症																			
萎縮性鼻炎																			
サルモネラ症		4	2	38		76	36											4	116
そ の 他																			

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(2) 牛

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数	87	13	160	166	0	0	82	3	8	174	58	595	552	14	0	0	29	1,681
病畜の一般検査	70		70	140			70					490	440					1,140
敗 血 症																		
膿 毒 症	1	1	1	2			1					7	8					18
豚丹毒	(敗血症型)																	
	(皮膚型)																	
	(関節炎型)																	
トキソプラズマ病																		
腫 瘍	1		14							42	14							56
牛 白 血 病	3	3	47	2			1	3	8	132	44	21	25				14	250
白 血 病																		
黄 疸	3	1	8	4			2					14	13	4			2	39
尿 毒 症	3	2	9	6			3					21	21	9			9	69
水 腫	6	6	11	12			5					42	45	1			4	109
炎 症																		
変 性																		
伝達性海綿状脳症																		
萎 縮 性 鼻 炎																		
サルモネラ症																		
そ の 他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(3) ｺ牛

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数	6	0	6	12	0	0	6	0	0	0	0	42	45	0	0	0	0	105
病畜の一般検査	6		6	12			6					42	45					105
敗 血 症																		
膿 毒 症																		
豚丹毒	(敗血症型)																	
	(皮膚型)																	
	(関節炎型)																	
トキソプラズマ病																		
腫 瘍																		
牛 白 血 病																		
白 血 病																		
黄 疸																		
尿 毒 症																		
水 腫																		
炎 症																		
変 性																		
伝達性海綿状脳症																		
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症																		
そ の 他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(4)豚

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数	151	105	1,585	134	3,015	1,922	0	1	3	100	38	0	3	7	0	0	42	5,265
病畜の一般検査																		
敗血症	128	90	1,407	131	2,784	1,699				28	14							4,656
膿毒症	1	1	11	1	22	60												83
豚丹毒	(敗血症型)	2	2	22	2	46	15										2	65
	(皮膚型)	5	4	24		48	84										22	154
	(関節炎型)	6	1	47		39	28										7	74
トキソプラズマ病																		
腫瘍	1	1	12						2	36	12							50
牛白血病																		
白血病	1	1	13					1	1	36	12							50
黄疸	1	1	3										1	1			1	3
尿毒症	2	2	8										2	6			6	14
水腫																		
炎症																		
変性																		
伝達性海綿状脳症																		
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症	4	2	38		76	36											4	116
その他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

5 食肉中の残留動物用医薬品検査結果

(1) 検査頭数及び検査項目数

種類項目		総数	牛	豚
検 査 頭 数		1,737	82	1,655
検 体 数		5,186	248	4,938
項 目 数		7,137	565	6,572
その他	抗 生 物 質 (デ ィ ス ク 法)	5,185	248	4,937
ホルモン剤	酢 酸 ト レ ン ボ ロ ン	72	12	60
	酢 酸 メ レ ン ゲ ス テ ロ ー ル	72	12	60
寄生虫駆除剤	ア ル ベ ン ダ ソ ー ル	72	12	60
	オ キ シ ベ ン ダ ソ ー ル	72	12	60
	ク ロ サ ン テ ル	72	12	60
	ジ ク ラ ズ リ ル	72	12	60
	フ ル ベ ン ダ ソ ー ル	72	12	60
抗生物質	オ キ シ テ ト ラ サ イ ク リ ン	14	-	14
	ク ロ ル テ ト ラ サ イ ク リ ン	14	-	14
	テ ト ラ サ イ ク リ ン	14	-	14
	分 別 推 定 法	38	5	33
合成抗菌剤	エ ト パ ベ ー ト	72	12	60
	オ ル メ ト プ リ ム	72	12	60
	ク ロ ピ ド ー ル	72	12	60
	ス ル フ ァ キ ノ キ サ リ ン	72	12	60
	ス ル フ ァ ク ロ ル ピ リ ダ ジ ン	72	12	60
	ス ル フ ァ ジ ア ジ ン	72	12	60
	ス ル フ ァ ジ ミ ジ ン	72	12	60
	ス ル フ ァ ジ メ ト キ シ ン	72	12	60
	ス ル フ ァ チ ア ゾ ー ル	72	12	60
	ス ル フ ァ ド キ シ ン	72	12	60
	ス ル フ ァ ピ リ ジ ン	72	12	60
	ス ル フ ァ ベ ン ズ ア ミ ド	72	12	60
	ス ル フ ァ メ ト キ サ ゾ ー ル	72	12	60
	ス ル フ ァ メ ト キ シ ピ リ ダ ジ ン	72	12	60
	ス ル フ ァ メ ラ ジ ン	72	12	60
	ス ル フ ァ モ ノ メ ト キ シ ン	72	12	60
	ト リ メ ト プ リ ム	72	12	60
	ナ イ カ ル バ ジ ン	72	12	60
殺菌剤	チ ア ベ ン ダ ソ ー ル	72	12	60

(単位：頭)

(2) 行政処分

行 政 処 分	事故畜・保留畜			健 康 畜		
	牛	豚	検 出 薬 剤	牛	豚	検 出 薬 剤
と畜場法による廃棄	—	—	—	—	—	—

第3章 衛 生 監 視 指 導

1 中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導

(1) 衛生監視指導

中央卸売市場南部市場で導入が進んでいる HACCP に基づく衛生管理に対応した監視・指導を行うため、名古屋市食肉衛生検査所衛生監視指導実施規程を新たに策定した。規定に基づき、生体の受け入れ、と畜解体、枝肉・内臓の冷蔵保管及び入出庫時の取扱い等について、関係各団体が法令や HACCP プラン等を遵守した自主管理を実施しているかを確認する等、外部検証を中心とした衛生監視を行った。また、施設外への輸送時の取扱い等に対して適正な取り扱いの啓発・指導を行った。

南部市場内に併設された食肉施設・販売業者等については、気温の高い夏期及びと畜頭数の増大する年末に、食肉や施設の衛生保持を喚起するため衛生監視を強化し、汚染源の排除や適切な温度・衛生管理を指導した。また、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入途上の施設については、導入が推進されるよう助言を行った。

ア と畜衛生指導

HACCP システムの運用状況を検証するとともに、と畜場の施設・設備の保守点検、清掃状況、汚物・排水・廃棄物処理等の一般的衛生管理について、適正に実施されているかを確認した。また、HACCP による衛生管理未導入部分においては、HACCP 導入支援を行った。併せて、微生物汚染検査を定期的の実施し、改善の必要な事項について市場管理者や作業管理者に通知・指導した。

イ 食品衛生監視指導

(ア) 許可を要する食品関係営業施設

区 分	施 設 数	監視指導件数
食 肉 処 理 業	9	1,673
食 肉 販 売 業	4	82
食品の冷凍又は冷蔵業	1	6

(イ) 許可を要しない食品関係営業施設

区 分	施 設 数	監視指導件数
食 品 販 売 業	7	7

(2) 微生物等汚染検査

枝肉の拭き取り検査を実施し、一般細菌数等について微生物汚染状況を調査した。

ア と畜拭き取り

区 分	検体数	項目数合計	一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数	O157	O26	O111	O103	O121	O145	サルモネラ	黄色ブドウ球菌	カンピロバクター
総数	160	960	160	160	160	40	40	40	40	40	40	80	80	80
牛枝肉 拭取り	80	600	80	80	80	40	40	40	40	40	40	40	40	40
豚枝肉 拭取り	80	360	80	80	80	-	-	-	-	-	-	40	40	40

イ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査

検 体	頭数	検体数
牛枝肉	33	66

ウ 食肉処理施設等拭き取り検査

検 体	検体数	項目数合計	一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数	黄色ブドウ球菌	O157	O26	O111	O103	O121	O145
食肉処理施設等	60	490	60	60	60	10	50	50	50	50	50	50

（３）と畜場における HACCP 導入に伴う衛生監視指導等

HACCP を用いた衛生管理の導入に対し必要な助言や講習会、リーフレット配布、牛枝肉等の拭き取り検査等を行い、HACCP 導入推進を促した。

ア HACCP 衛生監視指導

監視期間	対象業種	工程管理に基づく施設の分類及び施設数					
		HACCP 導入型基準による衛生管理	HACCP 導入型基準による衛生管理（一部）	HACCP の導入に取り組んでいる施設	左記以外の従来型基準による衛生管理	いずれの基準も満たさない	計
7 月	食肉処理業	4	－	－	5	－	9
	と 畜 場	－	1	－	－	－	1
11 月	食肉処理業	4	－	－	5	－	9
	と 畜 場	－	1	－	－	－	1

イ HACCP 関連拭き取り検査

区 分	検 体 数	項 目 数	検 査 件 数		
			一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数
豚 枝 肉	50	150	50	50	50
洗 浄 水	10	30	10	10	10
手 指	36	108	36	36	36
床	7	21	7	7	7
消 毒 槽	12	36	12	12	12
シュター貯留水	1	3	1	1	1

ウ HACCP チーム会議への出席

南部市場関係団体で構成された HACCP チーム会議にオブザーバーとして 11 回出席した。

エ 食品衛生自主管理認定制度等に係る業務実績

中央卸売市場南部市場内の施設を対象に、名古屋市食の安全・安心条例第 19 条に基づく食品衛生自主管理認定の推進及びと畜場の衛生管理向上を目的として指導等を行った。

業 種 (中央卸売市場 南部市場内施設)	施 設 数	延 指 導 件 数								指 導 票 交 付 数	備 考 (指導内容)
		相 談			立 入						
		事前 指導・ 相談	認定 後指導・ 相談	計	立入 事前 指導	実 地 審 査	履 行 状 況 確 認	認定 変更 確認	計		
食 肉 卸 売 業	1	6	-	6	-	-	-	-	-	-	認定推進等
と 畜 解 体 業	1	32	-	32	16	-	-	-	16	-	認定推進等
と 畜 場	1	20	-	20	15	-	-	-	15	-	認定推進等
計	3	58	-	58	31	-	-	-	31	-	

2 市内食鳥処理施設における衛生指導等

市内食鳥処理場はすべて年間処理羽数 30 万羽以下の認定小規模処理施設である。「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき食鳥検査員が監視指導を行い、冷却水・湯漬水の採取や拭き取り、鶏肉の微生物汚染検査を行っている。

(1) 食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別

	食鳥処理事業の施設数			食鳥処理衛生管理者*注2 の配置数
	食鳥処理場*注1		届出食肉販売業	
	生鳥から処理	とたいから処理		
29年度総数	2	31	1	41
30年度総数	2	32	1	41
千 種	－	2	－	3
東	1	1	－	3
北	－	2	－	3
西	－	5	－	7
中 村	－	7	－	6
中	－	3	－	3
昭 和	－	2	1	3
瑞 穂	－	3	－	3
熱 田	1	2	－	5
中 川	－	1	－	1
港	－	－	－	－
南	－	3	－	3
守 山	－	－	－	－
緑	－	－	－	－
名 東	－	1	－	1
天 白	－	－	－	－

注1：食鳥処理場施設数は当該年度に稼働実績のあった施設の数进行計上。

注2：食鳥処理衛生管理者数は当該年度末の数进行計上。

(2) 食鳥処理施設の監視指導件数、区別

	食鳥処理場			届出 食肉販売業
	総 数	生鳥 から 処理	と たい から 処理	
29年度総数	44	9	35	－
30年度総数	42	5	37	－
千 種	2	－	2	－
東	2	1	1	－
北	3	－	3	－
西	3	－	3	－
中 村	15	－	15	－
中	1	－	1	－
昭 和	2	－	2	－
瑞 穂	3	－	3	－
熱 田	6	4	2	－
中 川	1	－	1	－
港	－	－	－	－
南	3	－	3	－
守 山	－	－	－	－
緑	－	－	－	－
名 東	1	－	1	－
天 白	－	－	－	－

(3) 認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別

	食鳥 処理 羽数	基準 適合 羽数	不適 合羽 数	基準不適合の理由					
				生体の 状況	体表の 状況		体壁内側 面の状況	内臓の 状況	
				廃棄	全部廃棄	一部廃棄	廃棄	内臓 部分 廃棄	内臓 全部 廃棄
29年度 合計	505,905	497,939	8,064	645	1,736	1,723	860	2,171	917
30年度 合計	329,120	318,872	10,248	-	1,978	1,604	1,542	3,533	1,591
千種	4,419	4,395	24	-	-	-	22	2	-
東	29,510	29,296	214	-	82	132	-	-	-
北	4,998	4,998	-	-	-	-	-	-	-
西	6,931	6,931	-	-	-	-	-	-	-
中村	56,879	56,874	5	-	-	1	2	2	-
中	4,214	4,214	-	-	-	-	-	-	-
昭和	201	201	-	-	-	-	-	-	-
瑞穂	4,508	4,508	-	-	-	-	-	-	-
熱田	206,317	196,312	10,005	-	1,896	1,471	1,518	3,529	1,591
中川	846	846	-	-	-	-	-	-	-
港	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南	7,129	7,129	-	-	-	-	-	-	-
守山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名東	3,168	3,168	-	-	-	-	-	-	-
天白	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 検査件数

区 分	検体数	項目数	項 目 数 内 訳				
			一般 細菌数	大腸菌群 数	サルモネラ	黄色ブドウ 球菌	カンピロ バクター
総数	68	274	68	68	68	2	68
処理水	6	24	6	6	6	－	6
拭き取り	60	240	60	60	60	－	60
ささみ	2	10	2	2	2	2	2

第4章 講習会・研修・見学等

1 講習会、見学等実施回数および参加者

参 加 者 数			うち他県からの参加者	
区 分	実施回数	参加者	実施回数	参加者
計	12 回	68 人	3 回	40 人
4 月	1	1	—	—
5 月	2	5	—	—
6 月	3	36	1	32
7 月	1	2	—	—
8 月	3	11	1	5
9 月	1	10	—	—
10 月	—	—	—	—
11 月	—	—	—	—
12 月	—	—	—	—
1 月	1	3	1	3
2 月	—	—	—	—
3 月	—	—	—	—

2 研修

月 日	内 容	受講者 ○発表者
4 月 26 日	第 2 回家畜慢性疾病対策推進全国会議	井上
6 月 4 日	HPLC スクール	尾関
7 月 17 日～19 日	全国食肉衛生検査所長会議及び第 54 回全国食肉衛生 検査所協議会全国大会	村松
7 月 30 日	第 148 回岐大獣医病理学セミナー	渡戸
7 月 31 日	第 1 回食品・動物業務事例研究会	○渡戸
8 月 1 日～4 日	第 43 回組織細胞化学講習会	前田
8 月 10 日	第 30 回臨床獣医師等情報交換会	渡戸
9 月 12 日～13 日	分析機器基礎講座 2018LC&LC/MS 編	曾田
9 月 19 日～21 日	遺伝子工学実習講座タンパク質コース	市川
9 月 21 日	アルボースセミナー2018	山口
10 月 4 日～5 日	第 36 回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及 び研修会	野田
10 月 17 日	全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック第 2 回所長会議	村松
10 月 17 日	全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック食肉衛 生技術検討会	○佐橋
10 月 18 日	HACCP 導入における指導・検証の平準化に資する研修 会	山岸・橋本
11 月 7 日	理化学試験の基礎実技研修講座	遠藤
11 月 9 日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会総会・研修会	鬼頭
11 月 15 日～16 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第 3 回役員会 病理部会総会及び第 75 回病理研修会	霞 ○渡戸・霞

11 月 27 日	第 149 回岐大獣医病理学セミナー	佐橋・渡戸
12 月 7 日	第 7 回 FDSC 食品衛生精度管理セミナー	井上
1 月 21 日～23 日	食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	大川
1 月 21 日～22 日	食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	廣中
2 月 7 日	食品衛生業務報告会	○渡戸
2 月 14 日	第 2 回食品・動物業務事例研究会	渡戸
3 月 3 日	愛知県獣医師会第 57 回学術研究発表会	○渡戸
3 月 15 日	平成 30 年度食肉処理施設 HACCP システム研修会	佐橋

3 講習会の実施

(1) 作業衛生責任者講習会の実施

と畜業者の6名から受講申込みがあり、計12科目24時間の講習を6日間（7月24日、7月31日、8月7日、8月21日、8月28日、9月4日）にわたり実施した。

(2) 業界団体に対する講習会の実施

名古屋食肉事業協同組合からの依頼に基づき、10月10日及び10月31日の2回、市内の組合員計71名に対し、食肉販売店におけるHACCPの導入について周知した。

4 食肉・花き市場まつり 2018 への協力

愛知名港花き地方卸売市場で10月28日（日）に開催されたイベントに参加し、来場者に対しクイズの実施、パンフレットの配布等食肉の衛生に関する普及啓発等を行った。

第5章 調 査 研 究

1 研究発表抄録

(1) 食品中の異物への病理組織学的検査の活用

平成 30 年度第 1 回食品・動物業務事例研究会

発表者：渡戸欽也

当所では食肉に由来すると思われる異物（軟骨、筋肉等）について病理組織学的検査を実施している。今回、鳥類及び魚類を原材料とする食品中の異物について検査を実施したので、事例について報告する。

1 つくね井に関する苦情

【概要】

申立者は、千種区高齢者向け住宅内食堂にて提供されたつくね井を喫食したところ、口の中から異物を発見した。異物は、動物の骨のように見え、何であるか知りたいという要望があった。

【処理経過】

申立者が当該異物について詳しい調査を希望されたことから、当所にて病理組織学的検査を実施した。結果、当該異物には鳥類の特徴である有核赤血球及び多数の空洞がある骨組織が認められたことから、つくねの原料である鶏の骨組織であると考えられた（図 1）。

2 イシダイ刺身に関する苦情

【概要】

申立者は、千種区スーパー F にて販売されていたイシダイ刺身 1 パックを購入し、帰宅後すぐ喫食したところ白身部分に赤色塊を発見した。当該刺身を名古屋市中央卸売市場北部市場に持参し、当該部位について食品衛生監視員に聞いたところ不明であり、食品衛生監視員に千種保健センターを案内された。当該部位は刺身の一部にも思えるが、子どもも喫食しており腫瘍等異物であるか心配なので調べてほしいとのことであった。

【処理経過】

千種保健センター食品衛生監視員が、当該スーパーに他に同様の苦情がないか聞いたところ、ないとの回答を得た。千種保健センターにて食品衛生監視員が現物を確認したところ血合いにも見えるが、詳細は不明だった。申立者が詳しい調査を希望され、腫瘍の疑いがあることから当所での病理組織学的検査を実施することとなった。鏡検により血合い部分と同様の組織学的形態が認められ（図 2）、腫瘍等異物ではないことを確認した。

まとめ

これらの事例では、精密検査を実施したこと及び組織像写真を示すことにより申立者の不安解消及び事業者に対する助言・指導につながったと考えられる。病理組織学的検査では動物由来の異物の組織学的所見や解剖学的特徴を解析することができ、異物の由来となった動物種や部位を推定することができる。成分解析とあわせ病理組織学的検査により異物の情報をさらに得ることができることから、今後も「食品への異物混入防止対策のための監視指導マニュアル」に従い、保健センター、食品衛生検査

所、衛生研究所等と連携し、病理組織学的検査の有効性を活用することにより異物混入防止対策に役立ててもらいたい。

(参考) 苦情品の病理組織像

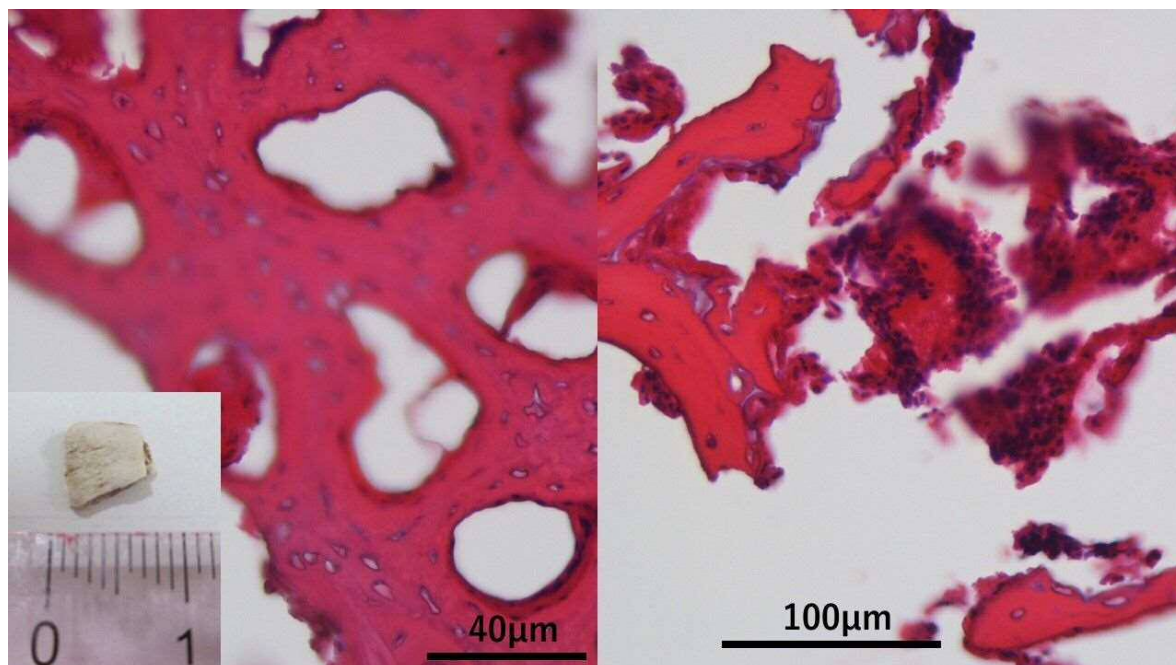


図1 つくね井異物の肉眼像及び病理組織像（左から肉眼像、HE 染色光学顕微鏡 400 倍及び 200 倍）

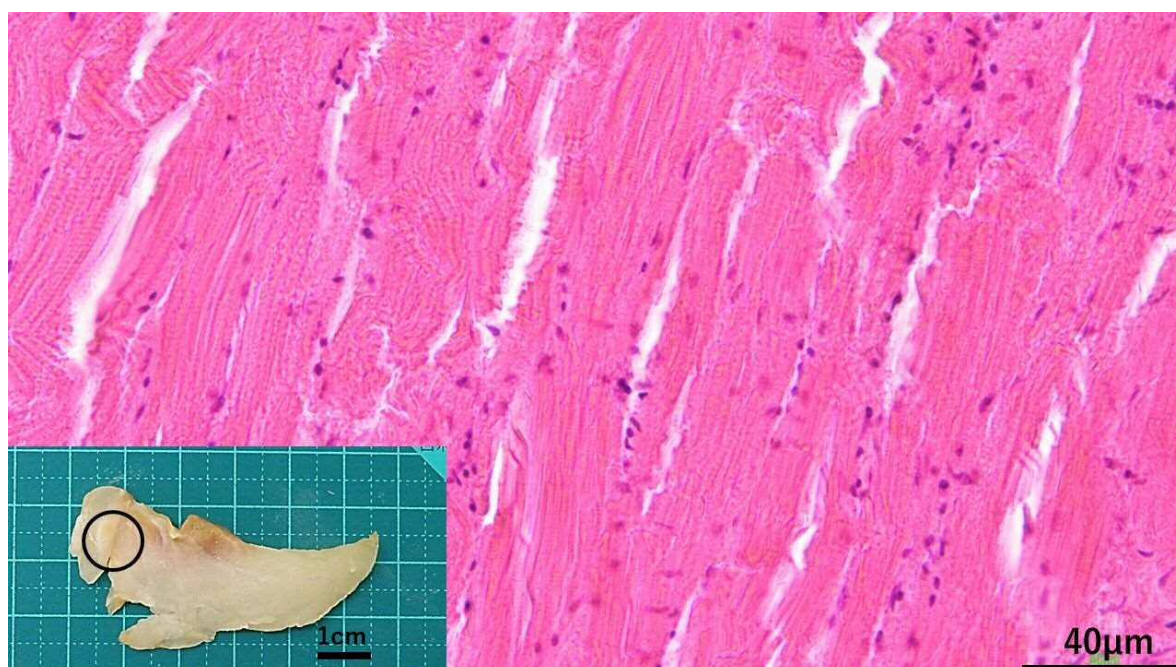


図2 イシダイ刺身の肉眼像及び病理組織像（左から肉眼像（○は当該部位）、HE 染色光学顕微鏡 400 倍）

(2) 所管すると畜場における牛白血病の病理学的及び疫学的調査からみた一考察

(全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック食肉衛生技術検討会発表演題)

名古屋市食肉衛生検査所 ○佐橋祐磨 市川隆 大島正昭 山岸純二郎 村松智恵子

はじめに

牛白血病は、近年全国的に届出が増加傾向にある届出伝染病である。その発症牛のほとんどが牛白血病ウイルス (BLV) を原因とする地方病性牛白血病 (EBL) であり、4～8 歳が好発年齢とされている。しかし、近年飼養年数の短い肥育牛等若齢の牛における地方病性の発症事例が報告されており、当所においても若齢の発症事例を認めている。

当所において牛白血病の診断は病理組織検査を根拠とし、BLV 抗体検査を補助診断として行ってきた。また、平成 27 年度より BLV 遺伝子を検出することで診断の補助として活用するため PCR 検査を本格的に導入した。と畜場摘発牛の多くは生体検査で異常を認められない一般畜であり、発症の進行途上の症例に対しても的確なと畜検査を遂行するためには牛白血病の特徴を理解する必要がある。そこで、今回と畜検査における牛白血病の診断の一助とするため、牛白血病と診断した過去約 7 年の症例を集計調査するとともに、所管すると畜場における過去約 3 年間の牛白血病の疫学調査を実施したところ、若干の知見を得たので報告する。

材料及び方法

1 病理組織検査

平成 23 年 4 月から平成 30 年 6 月までに管内と畜場に搬入され、牛白血病と診断した 27 症例の腫瘍形成部位を集計調査した。方法は、牛白血病診断牛の腫瘍組織について、定法に従いホルマリン固定及びパラフィン包埋後、ヘマトキシリン・エオジン (HE) 染色切片を作製し、病理組織学的検索に使用した。

2 BLV 抗体調査及び PCR 検査

平成 27 年 9 月から平成 30 年 6 月までに管内と畜場に搬入された牛のうち 77 農家 315 頭について、牛白血病エライザキット (JNC(株)、東京) を用いて BLV 抗体検査を実施した。そのうち 82 頭については血液 100 μ l から DNeasy Blood & Tissue kit (株 QIAGEN、東京) を用いて DNA を抽出し nested PCR^[1] を実施した。

3 BLV 抗体調査における出生地による疫学調査

BLV 抗体調査をした 315 頭について個体識別番号から出生地を検索することで、出生地による抗体保有状況の調査を実施した。

成績

1 病理組織検査

腫瘍性病変を認めた臓器は、心臓が 25 症例 (92.6%) と最も多く認められ、次いで肝臓の 17 症例、脾臓 16 症例、腎臓 11 症例でその他に膀胱、子宮、胃、腸等で腫瘍性病変を認めた。腫瘍性病変を認めたリンパ節は内側腸骨が 25 症例で認められて最も多く、次いで腸間膜が 21 症例で認められた。その他のリンパ節における腫瘍性病変は症例によって腫脹するリンパ節部位が多様

であった。生体検査で牛白血病を疑う所見が認められていたのは眼球突出を認めた1症例のみであった。

2 BLV 抗体調査及びPCR 検査

表1 BLV 抗体陽性率（品種別）

	検体数(頭)	抗体陽性	陽性率(%)	平均月齢
黒毛和種	155	37	23.9	37.8
交雑種	115	28	24.3	23.0
ホルスタイン	45	16	35.6	20.9
計	315	81	25.7	29.4

品種別：BLV 抗体陽性率は315頭中81頭陽性で25.7%であった（表1）。黒毛和種、交雑種といった肉用牛の抗体陽性率に比較して乳用牛であるホルスタインの抗体陽性率が高い傾向であった。全症例のうちほとんどが満1歳もしくは2歳の牛で、年齢別のBLV 抗体陽性率は傾向を比較することができなかった。

農家別：BLV 抗体検査を実施した全77農家中40農家（51.9%）から陽性個体が認められた。牛白血病で全部廃棄措置をした7農家（以下「牛白血病発生農家」という。）と牛白血病のみられなかった農家（以下「牛白血病未発生農家」という。）を比較すると、牛白血病発生農家の抗体陽性率が高い傾向であった。

表2 BLV 抗体検査とPCR 検査の比較

		PCR検査(BLV遺伝子)		
		陽性(検体)	陰性(検体)	計(検体)
BLV 抗体検査	陽性	46	7	53
	陰性	1	28	29
	計	47	35	82

PCR 検査：BLV 抗体検査とPCR 検査を比較したところ、BLV 抗体検査のPCR 検査に対する相対感度は95.9%、相対特異度は81.8%及び一致率は90.2%であった（表2）。

3 BLV 抗体調査における出生地による疫学調査

表3 牛白血病発生農家におけるBLV 抗体陽性と牛白血病症例（出生地別）

農家	検体数	抗体陽性数	牛白血病症例数	出生地(都道府県)			
A	25	6	2	愛知13(1)	長野7(1 ^{*1})	宮崎4(3 ^{*1})	大分1(1)
B	4	3	2	宮崎2(1 ^{*1})	長野1(1 ^{*1})	愛知1(1)	
C	16	5	3	愛知5(2)	鹿児島4(3 ^{*3})	長崎4	その他3
D	5	2	1	愛知3(1 ^{*1})	岐阜1(1)	三重1	
E	5	4	1	静岡4(3 ^{*1})	神奈川1(1)		
F	9	2	1	三重8(2 ^{*1})	静岡1		
G	9	1	1	大分5(1)	山口4		

()は抗体陽性数、*は牛白血病症例数

出生地は愛知県が151検体と最も多く、次いで宮崎県が35検体、三重県が23検体であり、抗体陽性率は順に25.8%、25.7%、13.0%であった。全国を地域ごとに分けて抗体陽性率を比較したところ、有意な差は認められなかった。

牛白血病発生農家の検体を出生地別に検討したところ、C 農家で出生地により抗体陽性、牛白血病症例に偏りを認めたが、他の農家では認めなかった（表 3）。

考察

牛白血病診断症例の腫瘍形成部位は過去の報告との大きな相違はなく、牛白血病に特徴的な生体所見を生体検査で認めたものは 1 症例のみであった。牛白血病の診断・排除のためには解体後検査における比重が大きいことが改めて示唆され、引き続き疾病データの蓄積・分析が重要であると思われた。

村上ら^[2]は 2009 年から 2011 年に BLV 感染に関する全国調査を実施している。今回の調査の結果、抗体陽性率は 25.7% で、品種別において全国の傾向と一致していた。また、全農家の 51.9% の農家で抗体陽性が確認され、牛白血病発生農家では牛白血病未発生農家と比較して抗体陽性率が高い傾向であった。当所に搬入する農家においても BLV が広く蔓延し、牛白血病発生農家では特に浸潤していると示唆された。

今回、BLV 抗体調査と PCR 検査を併行したことで抗体陽性の検体のほとんどで PCR 陽性になったことから、牛白血病の場合、抗体陽性は過去の感染履歴を示すだけでなく、プロウイルスを保有し続けており、今後発症するリスクがあることが改めて示された。この BLV 遺伝子の遺伝子型により病型が異なる可能性もあるため^[3]、今後各農家が保有するプロウイルスの型を把握することにより、病型による注目すべき所見と牛白血病症例との比較を重ねていきたい。

牛白血病ウイルス感染症の病態進行において潜伏期間の長さを考えると若齢牛の発症は、子牛の時期の早期に感染したと推測される^[4]。当所の搬入牛、牛白血病症例のほとんどが 3 歳以下の若齢牛であることを鑑みて、垂直感染もしくは子牛の時期の早期までに感染したと推測し、出生地調査を行なったが、全国の地域別の抗体陽性率^[2]と本調査の出生地での地域別による抗体陽性率の相関はみられなかった。また、牛白血病発生農家の牛白血病症例、抗体陽性と出生地の相関は確認できなかった。今後、さらに症例データを蓄積し、飼養農家の履歴による疫学解析も併せて、検査結果をと畜検査にいかしていきたい。

引用文献

- 〔1〕 Henry Fechner, et al. : Virology, 237, 261-269 (1997)
- 〔2〕 Murakami, K., Kobayashi, S. : J. Vet. Med. Sci. 75 (8), 1123-1126 (2013)
- 〔3〕 葛谷光隆ら, : 日獣会誌, 69, 617-621 (2016)
- 〔4〕 今内覚 (2018) 獣医公衆衛生研究, 3, vol. 20-2, 12-17 (2018)

(3) 豚の眼の腫瘍

全国食肉衛生検査所協議会病理部会第3回役員会病理部会総会及び研修会(第75回病理研修会発表題) 発表者: 渡戸 欽也

動物名: 豚 品種: 雑種 性別: 去勢 年齢: 6か月齢

病歴: なし

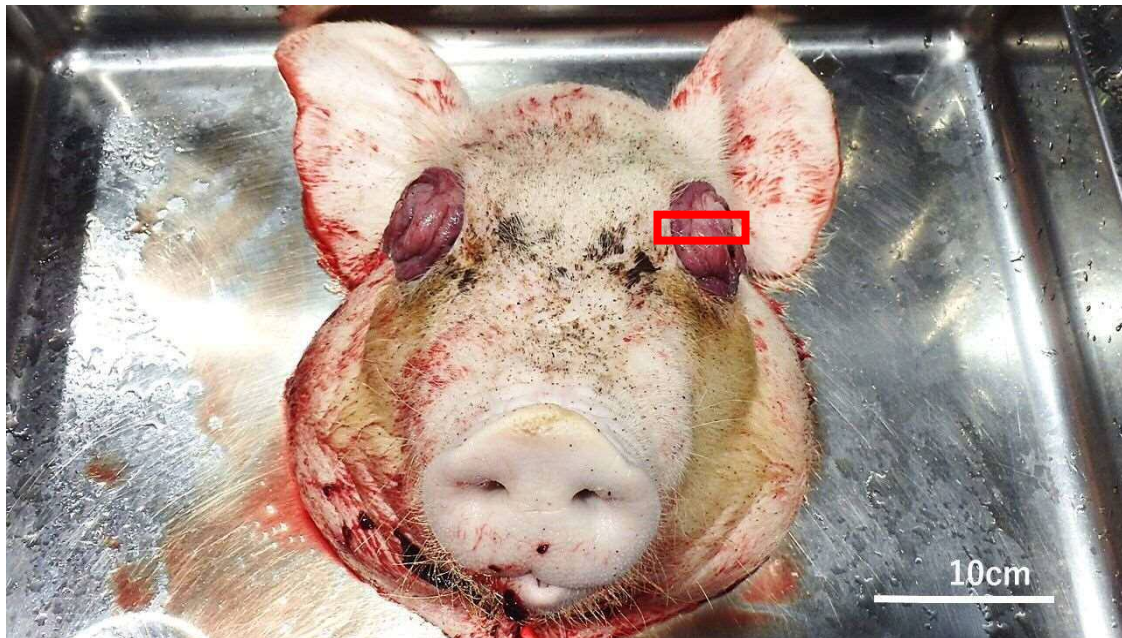
生体所見: 一般畜として搬入され、両側の眼部に結膜の腫脹を伴う突出が認められた。

肉眼所見: 両側の結膜部の腫瘍は、眼球を中心にドーナツ状に囲み、直径7cm大に腫大していた。両側の角膜は白濁し、中心部に直径0.5cm大の腫瘍を認めた。結膜及び角膜部の腫瘍は暗赤色から桃色を呈し、軟らかく、表面は平滑であった。断面は白色髄様で、結膜部の腫瘍は強膜との境界が明瞭で出血を認めた。他臓器に著変は認められなかった。

組織所見: 腫瘍の表面は重層扁平上皮でおおわれ、杯細胞が多数認められた。瞼板は腫瘍細胞に置換され、出血、壊死及びStarry sky像が認められた。腫瘍細胞は類円形から多角形で、大小不同で淡明な核と明瞭な核小体を1~2個有しているもの並びに好塩基性の細胞質及び車軸核を有し、核が細胞質の辺縁にあるものが認められた。腫瘍細胞はKi-67(DAKO)及び λ 軽鎖(DAKO)に陽性を示し、CD3(DAKO)、CD20(LVC)、CD79a(DAKO)及び κ 軽鎖(DAKO)に陰性を示した。

固定方法: 20%中性緩衝ホルマリン液

切り出し部位: 左眼球結膜



行政処分: 全部廃棄 (一部廃棄) (腫瘍)

組織診断名: 豚の眼のB細胞性リンパ腫

疾病診断名: 豚のリンパ腫

（４）５Ｓ活動を活用したと畜検査の衛生管理向上について

（平成 30 年度食品衛生業務報告会発表演題）

食肉衛生検査所 ○渡戸 欽也 佐橋 祐磨 山岸 純二郎 村松 智恵子

1 はじめに

と畜場法が改正され、と畜場に HACCP に基づく衛生管理が制度化された。当所管内のと畜場では、すでに HACCP に基づく衛生管理導入が進められ、牛枝肉解体及び内臓処理工程において HACCP に基づく衛生管理が導入されている。また、現在牛枝肉解体工程において ISO22000 認証取得を目指しており、作業従事者の衛生意識はますます高まりつつある。

一方、と畜検査では、食肉となる枝肉、内臓等に直接接するため、と畜検査員（以下、「検査員」という。）はと畜場の施設、設備及び作業員に対する衛生監視を行うとともに、自らの衛生管理を徹底する必要があるが、これまでは厚生労働省が示している「と畜検査実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき行っているものの、と畜場への HACCP 導入後は、検査員においても、より厳格な衛生管理が求められるようになってくると考えられる。

こうした状況の中、検査員の衛生管理向上の目標として、食品の安全を確保していく上で基本である 5S 活動（整理、整頓、清掃、清潔及び習慣付け）を推進するとともに、5S 活動を検査員全員で維持していくことや、整容、作業動線、及び使用する器具等について個々の検査員自身の衛生管理を平準化するため衛生標準作業手順（Sanitation Standard Operation Procedure : SSOP、以下「SSOP」という。）を当所においても導入することとした。

2 方法

平成 29 年度 10 月、5S 活動推進チームを結成し、所長によるキックオフ宣言により方針を明確にした（図 1）。

はじめに、不要な物品の撤去、収納用のかごに収納する物品の名前の明記、及び改善後の写真の掲示等により整理及び整頓がしやすい環境を作った（図 2）。

清掃、清潔及び習慣付けにあたっては、これまで以上の衛生管理の向上を図るため、実施要領に替わり、当所独自の SSOP を導入することとした。複数の食肉衛生検査所の SSOP をもとに、入場時の健康状態確認、ゾーニングに従った作業動線等管内と畜場における SSOP の衛生レベルと同等以上で当所の実状に合ったものとするため、HACCP に係る助言を担当する検査員と協力して SSOP を作成した後、他の検査員からの意見も反映し、補足や修正を加え、昨年 12 月から導入を図っている（図 3）。定期的な記録管理簿等点検を実施するとともに、作業動線等検査員の衛生管理状況について、現場の巡視により、SSOP に従い適正に実施されているか確認している。点検及び巡視において不適正だった事項については、朝礼で職員に呼びかけ改善することで、PDCA サイクルを回している。

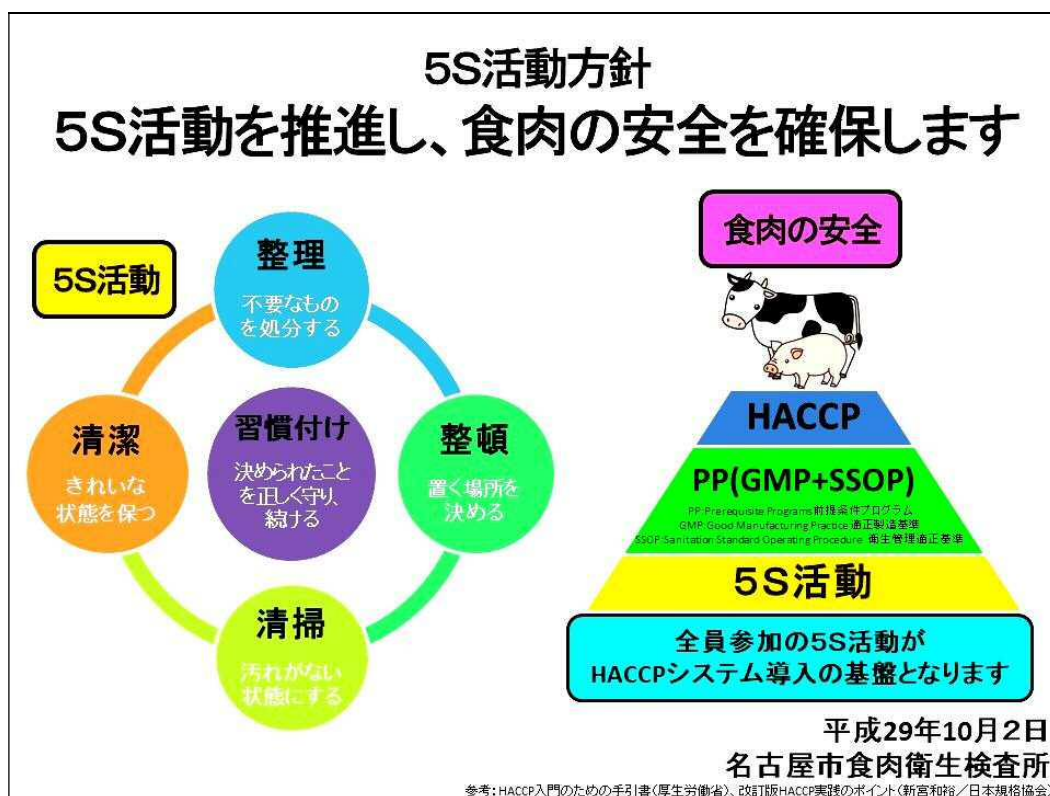


図1 5S活動推進キックオフ宣言(所内ポスター)



図2 整理及び整頓に係る写真の掲示

A 作業者衛生管理マニュアル	
使用器具:	ヘルメット、ヘアネット、マスク（透明衛生マスクを含む）、作業着（白衣等）、手袋、通信機器等
担当者:	と畜場に入退場し、作業をする者
実施場所:	南部市場2階食肉衛生検査所準備室（以下、「準備室」という。）
実施項目:	
1	入場前、健康状態を確認する（38℃以上の発熱、激しい下痢及び腹痛、嘔吐等体調不良がないこと並びに長い爪、傷等認めないこと）。問題がない場合は、入場チェック表該当欄の可に○を記入する。なお、38℃以上の発熱、激しい下痢、腹痛、嘔吐等が認められる場合は、検査係長（不在時は所長、主査又は指導管理係長）に指示を仰ぎ、入場チェック表該当欄の不可に○を記入するとともに備考欄及び不適事項対応記録簿に記録する。
2	持ち込み禁止物品（腕時計、指輪、ピアス等装飾品、個人用携帯電話、タバコ、ガム等）を所持していないか確認する。飲料水は所定の場所に置き、利用する。
3	手指の洗浄・消毒マニュアルに従い手指を洗浄・消毒し、清潔な手袋を着用する。
4	ヘルメット、ヘアネット、マスク、作業着、通信機器等に汚れ、損傷等がないことを

図3 当所のSSOP（抜粋）

3 結果

検査員が一丸となって5S活動を推進した結果、在籍年数の長い検査員に物品の場所を聞くことなく見つけることができるようになり、業務効率を向上させることができた。さらに、と室内検査室等で作業スペースを増大させることができ、より安全かつ衛生的に作業できるようになる等、従前では、と室内の検査室に物品が無秩序に配置され、整理及び整頓に係る共通認識がなかったが、検査員共通の衛生管理ができる仕組みができた。

また、SSOPの導入によりと畜場への入場時の手指の洗浄及び消毒をマニュアル化したり、腕時計、指輪等持込禁止品を再確認したりする等個人衛生として管理すべき点が明確となり、検査員間の衛生意識の平準化を図ることができるようになった（図4）。

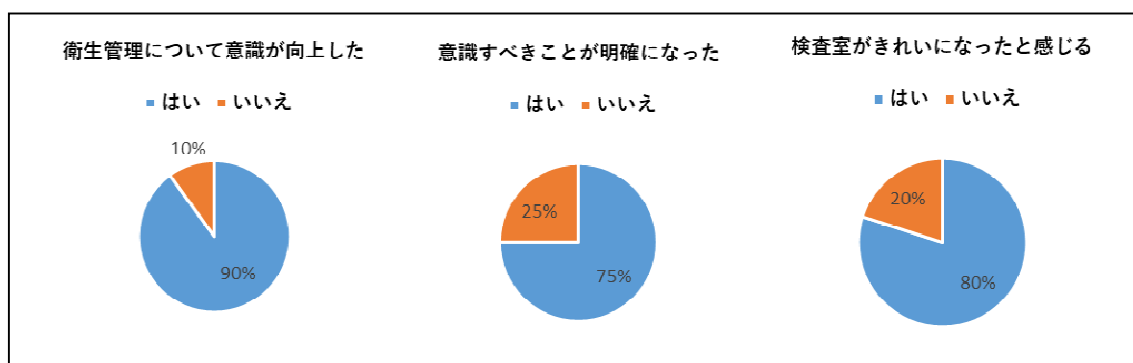


図4 5S活動推進に係る検査員の意見

4 考察

他自治体における SSOP 導入例では、アンケートを実施した結果、「衛生意識の向上につながった」、「衛生管理の意識すべきことが明確になった」等の意見が出ているが、当所においても同様のアンケート結果が得られた。これは、実際の業務における実行性を十分に検討し、朝礼で呼びかけ、意見を募ることで職員が衛生管理について再考するきっかけを提供するとともに SSOP として明文化したこと、所内ポスターにより 5S 活動推進の効果を見える化したこと等によるものだと考えられる。

また、全国の食肉衛生検査所では、と畜検査や衛生指導について情報交換や意見交換して業務の精度や質の向上を目的として全国食肉衛生検査所協議会（以下、「全食検協」という。）を組織しており、衛生管理について近隣自治体における取り組みを把握するため、平成 30 年度全食検協東海・北陸ブロック食肉衛生技術検討会検討議題において東海・北陸ブロック 13 自治体における SSOP 実施状況を調査した。SSOP を導入し衛生管理を実施している自治体は 13 自治体中 3 自治体であり、当所の取り組みは近隣自治体の中で先駆的なものであることが分かった。全食検協を通じて他自治体へ当所の取り組みについて知見を提供するとともにより良い衛生管理を実施できるよう情報交換していきたい。

今後は、と畜検査における手順ごとの SSOP を整備するとともに常に PDCA サイクルを回し、より適正に衛生管理を実施できるよう努め、新人育成、研修等に活用することにより適正なと畜検査の速やかな習得を目指したい。また、と畜検査前後の手指の拭き取り検査等定量的な検査を実施することにより衛生管理の効果を測定し、より良い衛生管理方法を模索するとともに職員の衛生意識のさらなる向上を図りたいと考えている。

(5) と畜検査における衛生標準作業手順（SSOP）の導入について

愛知県獣医師会第 57 回学術研究発表会発表演題

○渡戸 欽也、佐橋 祐磨、山岸 純二郎、村松 智恵子

【はじめに】

と畜場法が改正され、と畜場に HACCP に基づく衛生管理が制度化された。管内と畜場では、すでに、牛枝肉解体及び内臓処理工程において当該衛生管理が導入され、作業従事者の衛生意識はますます高まりつつある。

一方、と畜検査では、食肉となる枝肉、内臓等に直接接するため、と畜検査員（以下、「検査員」という。）は、自らの衛生管理を徹底する必要があるが、これまでは厚生労働省が示している「と畜検査実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき行っているものの、より厳格な衛生管理が求められるようになってくると考えられる。

こうした状況の中、食品の安全を確保していく上で基本である 5S 活動（整理、整頓、清掃、清潔及び習慣付け）を推進するとともに、衛生管理を平準化するため衛生標準作業手順（Sanitation Standard Operation Procedure : SSOP、以下「SSOP」という。）を当所においても導入することとした。

【方法】

平成 29 年 10 月、5S 活動推進チームを結成し、所長によるキックオフ宣言により方針を明確にした。

はじめに、不要な物品の撤去、収納する物品の名前の明記、及び改善後の写真の掲示等により整理及び整頓がしやすい環境を作った。

清掃、清潔及び習慣付けにあたっては、複数の食肉衛生検査所の SSOP をもとに、入場時の健康状態確認、ゾーニングに従った作業動線等管内と畜場における SSOP の衛生レベルと同等以上で当所の実状に合ったものとするため、HACCP に係る助言を担当する検査員と協力して SSOP を作成した後、他の検査員からの意見も反映し、補足や修正を加え、昨年 12 月から導入を図っている。定期的な点検及び現場の巡視により、SSOP に従い適正に実施されているか確認し、不適正事項については、朝礼で改善を呼びかけることで、PDCA サイクルを回している。

【結 果】

検査員が一丸となって 5S 活動を推進した結果、必要な物品を容易に見つけることができるようになり、業務効率を向上させることができた。また、以前は、と室内検査室等に物品が無秩序に配置されていたが、作業スペースを増大させることができ、より安全かつ衛生的に作業できるようになる等、検査員共通の衛生管理ができる仕組みができた。

さらに、SSOP の導入によりと畜場入場時の手指の洗浄及び消毒をマニュアル化したり、持込禁止品を再確認したりする等、管理すべき点が明確となり、検査員間の衛生意識の平準化を図ることができるようになった。

2 研究・発表一覧（平成 19 年度～30 年度）

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
19	豚の腹腔内の腫瘍 当所における「HPLC による動物用医薬品等の一斉分析法Ⅱ」と試験成績 本市と畜場の牛枝肉等の微生物汚染実態調査と衛生確保について	全食検協 第 55 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 19 年度食品衛生業務報告会	尾関 由里子 市川 隆 安藤 美保
20	牛の肺の結節 PCR による食肉加工品等の肉種鑑別 食肉衛生検査所における残留動物用医薬品等の検査状況	全食検協 第 57 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 20 年度食品衛生業務報告会	田中 美香 市川 隆 東 弓夫
21	牛の胸腔内腫瘍 豚の多発性腫瘍 ナイフに塗布した大腸菌の温湯中での消長	全食検協 第 59 回病理部会研修会 全食検協 第 60 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	松尾 康博 鈴木 佐緒里 小島 恵子
22	牛の口腔内腫瘍 「食品に対する消費者の意識とは？」食肉衛生検査所見学者のアンケートについて	全食検協 第 62 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	中村 小百合 松葉 玲
23	食肉の拭き取り検体における腸管出血性大腸菌 O157 等の検査法の検討	平成 23 年度食品衛生業務報告会	安藤 美保
24	豚の骨の腫瘍 豚の肝臓腫瘍	全食検協 東海北陸ブロック研修会 全食検協 第 65 回病理部会研修会	鈴木 佐緒里 對馬 真由歌

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
25	豚の肝臓腫瘍 牛の上顎部腫瘍 と畜場におけるシャワー式消毒槽の検討	全食検協 第 66 回病理部会研修会 全食検協 第 67 回病理部会研修会 平成 25 年度食品衛生業務 報告会	對馬 真由歌 橋本 幸江 松葉 玲
26	豚の右肩部および頸部腫瘍 豚の腎臓腫瘍 豚枝肉胸部の解体作業工程別微生物汚染状況調査	全食検協 第 68 回病理部会研修会 全食検協 第 69 回病理部会研修会 平成 26 年度食品衛生業務 報告会	橋本 幸江 佐橋 祐磨 岩 賢
27	豚の全身性腫瘍 豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 <i>Streptococcus suis</i> の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	全食検協 第 70 回病理部会研修会 愛知県獣医師会学術発表 会	日比野 拓己 市川 隆
28	当所における残留動物用医薬品モニタリング検査の実施状況について 管内と畜場における牛解体ラインの HACCP 導入への取り組み 豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 <i>Streptococcus suis</i> の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	全食検協 第 34 回理化学部会研修会 全食検協 東海・北陸ブロック研修会 獣医学術中部地区学会 日本獣医公衆衛生学会	井上 裕介 丹羽 毅 市川 隆
29	豚の胸部腫瘍 と畜場の牛枝肉に関する自主管理認定取得に向けた取り組みについて 病理学的検査によるつくね中の異物の同定について	第 74 回病理研修会 平成 29 年度食品衛生業務 報告会 獣医公衆衛生関係研修会	前田 麻友子 山口 敏彦 前田 麻友子

	名古屋市南部と畜場における残留動物用医薬品等事例の現状と対策 豚の全身性メラノーシスの1例	獣医公衆衛生関係研修会 愛知県獣医師会第56回学術研究発表会	野田 千帆 前田 麻友子
30	食品中の異物への病理組織学的検査の活用 所管すると畜場における牛白血病の病理学的及び疫学的調査からみた一考察 豚の眼の腫瘍 5S活動を活用したと畜検査の衛生管理向上について と畜検査における衛生標準作業手順(SSOP)の導入について	食品・動物業務事例研究会 全食検協 東海・北陸ブロック研修会 第75回病理研修会 平成30年度食品衛生業務報告会 愛知県獣医師会第57回学術研究発表会	渡戸 欽也 佐橋 祐磨 渡戸 欽也 渡戸 欽也 渡戸 欽也